

一般取扱所の運用基準目次

第1章 総則

第1 趣旨	1
-------	---

第2 法令名略語、用語の定義等	1
-----------------	---

第2章 運用基準

第1 申請方法	2
---------	---

第2 最大倍数の算定

1 危険物から非危険物を製造する一般取扱所の場合	2
--------------------------	---

2 危険物を燃焼消費する場合	2
----------------	---

3 危険物を詰替える場合	2
--------------	---

第3 危政令第19条第1項に規定する一般取扱所	2
-------------------------	---

第4 危政令第19条第2項に規定する一般取扱所

1 基本事項	3
--------	---

2 共通事項	3
--------	---

3 専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所	4
---------------------	---

4 専ら洗浄作業を行う一般取扱所	5
------------------	---

5 専ら焼入れ作業等を行う一般取扱所	5
--------------------	---

6 危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所	6
------------------------------------	---

7 油圧装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所	7
----------------------------	---

8 切削装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所	8
----------------------------	---

第5 複数の取扱形態を有する一般取扱所	8
---------------------	---

第 1 章 総則

第 1 趣旨

この運用基準は、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 3 条第 4 号の「一般取扱所」について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 法令名略語、用語の定義等

1 法令名略語

- (1) 「危政令」とは、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）をいう。
- (2) 「危規則」とは、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）をいう。

2 用語の定義

- (1) 「製造所運用基準」とは、製造所の運用基準（令和 4 年 5 月 31 日付け警防部長通知）をいう。
- (2) 「貯蔵所運用基準」とは、貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。）の運用基準（令和 4 年 12 月 14 日付け警防部長通知）をいう。
- (3) 「消防危」とは、国からの通知又は質疑をいう。

3 その他

「＊」とは、行政指導基準とする。

第2章 運用基準

第1 申請方法

- 1 危政令第19条第1項に規定する一般取扱所は、製造所運用基準第2章の第1の1によること。
- 2 危政令第19条第2項各号に規定する一般取扱所が満たすべき技術上の基準は、それぞれの種別に応じて定められた特例基準（危規則第28条の55から第28条の60の4まで。）又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを選択することができること。
- 3 高引火点危険物（引火点が100度以上の第4類の危険物をいう。）のみを100度未満の温度で取り扱う一般取扱所については、危政令第19条第1項、第2項（同項で規定されているものに限る。）又は第3項（危規則第28条の61又は危規則第28条の62）のいずれの特例基準によることもできること。

第2 最大倍数の算定

- 1 危険物から非危険物を製造する一般取扱所の場合
製造所運用基準第2章の第2によること。

- 2 危険物を燃焼消費する場合

1日における最大消費量（倍数）とサービスタンクの容量（倍数）とを比較して、いずれか大なる方の倍数を最大倍数とする。

なお、消防用設備等の非常用電源としての自家発電設備については、1日の取扱時間を2時間として算定するが、震災対策等で非常用電源として設置する自家発電設備については、実態を勘案し最大運転時間を基に算定すること。また、油圧機器内蔵油、熱媒油等の危険物及び発電設備で潤滑油を使用する場合には、タンク容量ではなく、実際の張込量を許可数量等の算定にあたって合算する。

- 3 危険物を詰替える場合

1日の最大詰替え量による取扱倍数を最大倍数とすること。

第3 危政令第19条第1項に規定する一般取扱所

危険物を原料として種々の化学反応を伴う等、製造所と類似した施設であっても、最終製品が非危険物となるものについては、一般取扱所として規制すること。

なお、一般取扱所の技術上の基準については、製造所運用基準によること。

第4 危政令第19条第2項に規定する一般取扱所

1 基本事項

危政令第19条第2項に規定する一般取扱所は、次のように分類することができる。

(1) 区画室単位で規制されるもの

危規則第28条の55第2項、第28条の55の2第2項、第28条の56第2項、第28条の57第2項、第28条の60第2項及び第3項、第28条の60の2第2項、第28条の60の3第2項並びに第28条の60の4第2項の規定が適用される一般取扱所

(2) 設備単位で規制されるもの

危規則第28条の55の2第3項、第28条の56第3項、第28条の57第3項、第28条の60第4項及び第28条の60の2第3項の規定が適用される一般取扱所

(3) 屋上での設備単位で規制されるもの

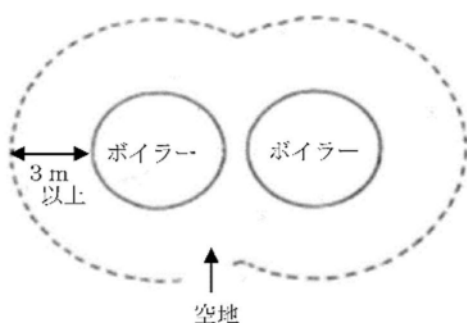
危規則第28条の57第4項及び第28条の60の4第3項の規定が適用される一般取扱所

2 共通事項

(1) 一の建築物に複数の一般取扱所（危政令第19条第2項第4号及び第5号に規定するものを除く。）の設置が認められ、さらに、危政令第2条及び第3条の貯蔵所及び取扱所のうち、部分規制されるものも同一建築物内に設けることができること。

(2) 設備単位で規制される一般取扱所については、危政令第19条第2項各号で同一号の類似する設備を複数設置することができる。この場合において、複数の設備を一の一般取扱所として、その周囲に幅3メートル以上の空地を保有することをもって足りること。【平成元年消防危第64号】

（図1 「同一号の類似する設備を複数設置する場合の空地の例」）

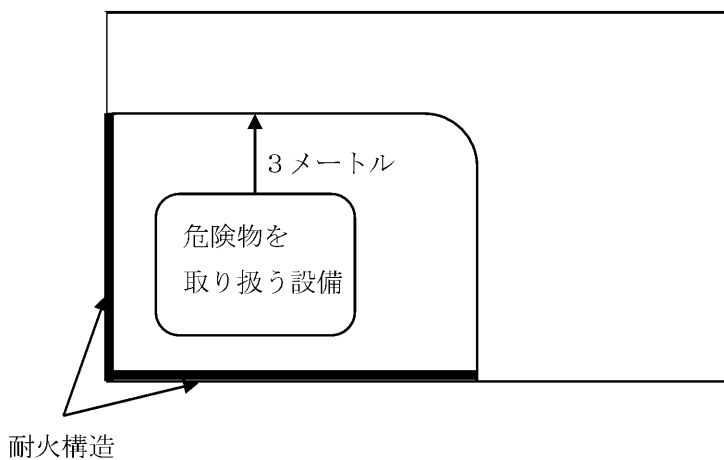


(3) 設備単位で規制される一般取扱所において、同一室内に危政令第19条第2項各号で異なった号の危険物を取り扱う設備を複数設置する場合、当該設備周辺に設ける幅3メートル以上の空地は、相互に重なってはならないこと。【平成元年消防危第14号】

(4) 設備単位で規制される一般取扱所において、「危険物を取り扱う設備から3メートル未満となる建築物の壁及び柱が耐火構造である場合」の耐火構造を必要とする範囲は、危険物を取り扱う設備から水平距離が3メートル未満となる範囲をいうこと。

【平成2年消防危第28号】

(図2「耐火構造の範囲」)



(5) 部分規制の一般取扱所において、規定された作業工程と連続して、危険物を取り扱わない工程がある場合、その工程を含めて危政令第19条第2項に規定する一般取扱所とすることができること。【平成元年消防危第64号】

(6) 危政令第19条第1項の基準又は第2項の特例基準のいずれの基準により設置される場合でも、これらの基準について、危政令第23条を適用することが否定されるものではないこと。【平成10年消防危第19号】

3 専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所（危規則第28条の54第1号及び第28条の55）

(1) 該当する作業形態は、次のようなものがある。

- ア 焼付塗装、静電塗装、はけ塗り塗装、吹付塗装、浸漬塗装等の塗装作業
- イ 凸版印刷、平板印刷、凹版印刷、グラビア印刷等の印刷作業
- ウ 光沢加工、ゴム糊・接着剤等の塗布作業

- (2) 危規則第 28 条の 55 第 2 項第 2 号に規定する「同等以上の強度を有する構造」については、貯蔵所運用基準第 2 章の第 2 の 3 の(4)によること。

4 専ら洗浄作業を行う一般取扱所（危規則第 28 条の 54 第 1 号の 2 及び第 28 条の 55 の 2）

- (1) 洗浄作業には、危険物を吹き付けて行うもの、危険物に浸すもの、危険物と一緒に攪拌するもの等が該当すること。
- (2) 危規則第 28 条の 55 の 2 第 2 項第 2 号に規定する「過熱を防止することができる装置」には、加熱する設備を温度制御装置により一定温度以上になった場合に停止させるもの、オイルクーラー（水冷、空冷等）、低温液体又は気体内にコイル配管を挿入し、温度を低下させる装置等があること。
- (3) 指定数量の倍数が 10 倍未満の一般取扱所については、危規則第 28 条の 55 の 2 第 2 項又は第 3 項のいずれの特例基準によることもできること。【平成 10 年消防危第 19 号】
- (4) 特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあっては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないこと。【平成 10 年消防危第 19 号】

5 専ら焼入れ作業等を行う一般取扱所（危規則第 28 条の 54 第 2 号及び第 28 条の 56）

- (1) 危規則第 28 条の 56 第 2 項第 1 号に規定する「同等以上の強度を有する構造」については、貯蔵所運用基準第 2 章の第 2 の 3 の(4)によること。
- (2) 放電加工機については、「放電加工機の手扱いについて」の基準によること。【昭和 61 年消防危第 19 号】

なお、危険物保安技術協会により「放電加工機型式試験確認済証」が貼付されている放電加工機については、放電加工機の基準に適合しているものとする。この場合において、許可申請書に放電加工機の概略図書類を添付させること。

- (3) 指定数量の倍数が 10 倍未満の一般取扱所については、危規則第 28 条の 56 第 2 項又は同条第 3 項のいずれの特例基準によることもできること。【平成元年消防危第 14 号】

6 危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所（危規則第28条の54第3号及び第28条の57）

(1) 該当する取扱形態は、次のようなものがある。

ア ボイラー

イ 冷温水発生設備

ウ 給湯設備

エ 焼却炉

オ 発電設備

(2) 危規則第28条の57第2項第2号に規定する「ボイラー、バーナーその他これらに類する装置」に、ディーゼル発電設備は含まれること。【平成元年消防危第64号】

(3) ボイラー等の危険物を消費する設備の排気筒（以下「排気筒」という。）は、危規則第28条の55第2項第8号及び危規則第28条の57第4項第10号に規定する「換気の設備」には該当しないこと。

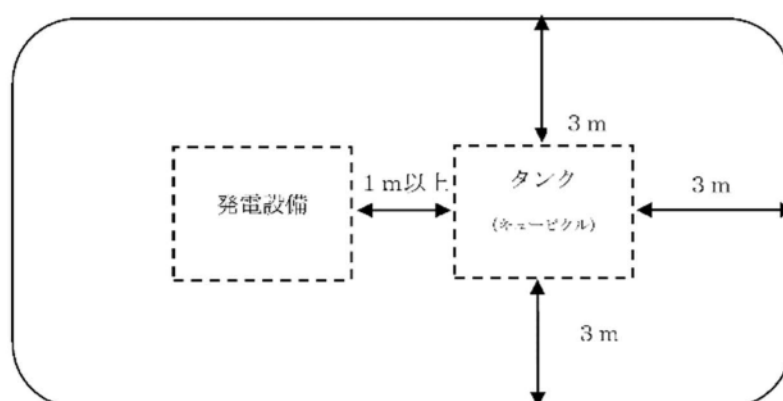
(4) 次のア又はイの措置を講じた場合は、危政令第23条の規定を適用し、排気筒を一般取扱所と他の部分との区画に貫通させることができること。【平成29年消防危第216号】

ア 他の部分にある排気筒の区画外の部分の周囲を、金属以外の不燃材料で被覆すること。

イ 他の部分にある排気筒を耐火構造の煙道内に設置すること。

(5) 危規則第28条の57第4項第3号及び第6号に規定する「囲い」については、危険物を取り扱う設備又はタンクが、底部が危険物の流出を防止する構造で、かつ、雨水が浸入しない構造のキュービクル内に設置されているものにあつては、省略することができる。この場合、危険物を取り扱う設備とタンクの間の距離は点検整備に必要な1メートル以上の空地を確保するよう指導すること。（＊）

(図3 「危険物を取り扱う設備とタンク（キュービクル）の設置例」)



(6) 危規則第28条の57第4項第7号に規定する危険物を取り扱うタンクの囲いの周囲の幅3メートル以上の空地については、架台等により空地内で段差がある場合、架台等が延焼の媒体となるおそれがなく、かつ、当該段差が50センチメートル以下であれば、当該段差がある部分も含めて空地とすることができること。【平成29年消防危第216号】

(7) 指定数量の倍数が10倍未満の一般取扱所については、危規則第28条の57第2項、第3項又は第4項のいずれの特例基準によることもできること。【平成10年消防危第19号】

(8) 危規則第28条の57第2項又は第3項の特例基準により一般取扱所を設置する場合にあっては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないものであり、同条第4項の特例基準により一般取扱所を設置する場合にあっては、当該一般取扱所を建築物の屋上に設けなければならないこと。【平成10年消防危第19号】

7 油圧装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所（危規則第28条の54第6号及び第28条の60）

(1) 油圧装置等には、油圧装置及び大型機械の軸受、工作機械等に使用される潤滑油装置等が該当すること。

(2) 指定数量の倍数が30倍未満の一般取扱所については、危規則第28条の60第2項、第3項又は第4項のいずれの特例基準によることもできること。【平成元年消防危第14号】

(3) 「危険物を取り扱うタンク」とは、危政令第9条第1項第20号のタンクをいい、工作機械等と一体とした構造の油圧タンク等は含まれないこと。【昭和58年消防危

第 2 1 号】

8 切削装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所（危規則第 2 8 条の 5 4 第 7 号及び第 2 8 条の 6 0 の 2）

(1) 切削装置等には、旋盤、ボール盤、フライス盤、切削盤等の工作機械等が該当すること。

(2) 指定数量の倍数が 1 0 倍未満の一般取扱所については、危規則第 2 8 条の 6 0 の 2 第 2 項又は第 3 項のいずれの特例基準によることもできること。【平成 1 0 年消防危第 1 9 号】

(3) 特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあっては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないこと。【平成 1 0 年消防危第 1 9 号】

第 5 複数の取扱形態を有する一般取扱所【平成 1 0 年消防危第 2 8 号】

1 次の(1)のアからキまでに掲げる危険物の取扱形態のみを複数有する一般取扱所であって、(2)及び(3)に適合し、かつ、2 に定める位置、構造及び設備を満足するものには、危政令第 2 3 条の規定を適用し、危政令第 1 9 条第 1 項において準用する危政令第 9 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 1 1 号までの規定（(1).オ及びカに掲げる取扱形態以外の取扱形態を有しない一般取扱所にあつては第 1 8 号及び第 1 9 号の規定を含む。）を適用しないことができる。

(1) 危険物の取扱形態

ア 塗装、印刷又は塗布のために危険物（第 2 類の危険物又は第 4 類の危険物（特殊引火物を除く。）に限る。）を取り扱う形態

イ 洗浄のために危険物（引火点が 4 0 度以上の第 4 類の危険物に限る。）を取り扱う形態

ウ 焼入れ又は放電加工のために危険物（引火点が 7 0 度以上の第 4 類の危険物に限る。）を取り扱う形態

エ ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（引火点が 4 0 度以上の第 4 類の危険物に限る。）を消費する取扱形態

オ 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置（高引火点危険物のみを 1 0 0 度未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態

カ 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置又はこれらに類する装置（高引

火点危険物のみを100度未満の温度で取り扱うものに限る。)としての危険物の取扱形態

キ 危険物以外の物を加熱するため危険物(高引火点危険物に限る。)を用いた熱媒体油循環装置としての危険物の取扱形態

(2) 建築物に設けられた一般取扱所であること。

(3) 指定数量の倍数が30倍未満であること。

2 一般取扱所の位置、構造及び設備

(1) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、地階を有しないものであること(1.(1).エ及びオに掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。)

(2) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること。

(3) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、出入口以外の開口部を有しない厚さ70ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること(1.(1).オ及びカに掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。)

(4) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、屋根(上階がある場合にあっては上階の床)を耐火構造とすること。ただし、1.(1).ア又はイに掲げる危険物の取扱形態を有しない場合にあっては、屋根を不燃材料で造ることができる。

(5) 1.(1).エに掲げる危険物の取扱形態を有する場合にあっては、危険物を取り扱うタンクの容量の総計を指定数量未満とすること。

(6) 危険物を取り扱うタンク(容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。)の周囲には、危規則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けること。ただし、1.(1).オ及びカに掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合にあっては、建築物の一般取扱所の用に供する部分のしきいを高くすることにより囲いに代えることができる。

(7) 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、1.(1).ウに掲げる危険物の取扱形態により取り扱われる危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設けること。

(8) 危険物を加熱する設備(1.(1).イ又はキに掲げる危険物の取扱形態を有する設備に係るものに限る。)には、危険物の過熱を防止することができる装置を設けること。

- (9) 1.(1).キに掲げる危険物の取扱形態を有する設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のものとすること。
- (10) 可燃性の蒸気又は微粉（霧状の危険物を含む。）を放散するおそれのある設備と火花又は高熱等を生ずる設備を併設しないこと。ただし、放散された可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれがない場所に火花又は高熱等を生ずる設備を設置する場合にあっては、この限りでない。
- (11) 危規則第33条第1項第1号に該当する一般取扱所以外の一般取扱所には、危規則第34条第2項第1号の規定の例により消火設備を設けること。ただし、第1種、第2種及び第3種の消火設備を当該一般取扱所に設ける場合にあっては、当該設備の放射能力範囲内の部分について第4種の消火設備を設けないことができること。
- (12) 危規則第28条の5第2項第3号から第8号まで及び危規則第28条の5第2項第2号に規定する基準に適合するものであること。